

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第34号

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成27年佐賀県条例第28号。附則第1条第1号及び第2号に掲げる規定を除く。）の施行期日は平成27年4月1日とし、同条第1号に掲げる規定の施行期日は平成27年5月29日とする。